

平成 28 年度第 2 回廃棄物減量等推進審議会議事録

日時：平成 28 年 10 月 21 日（金）13 時 30 分

場所：多治見市役所 5 階第 1 委員会室

出席委員：伊藤会長、加藤副会長、坂崎(隆)委員、井深委員、横山委員（代理出席）、
奥村委員、中島委員、竹本委員

欠席委員：矢沢委員、坂崎(田)委員、安藤委員、山田委員

事務局：樋口環境文化部長、安藤清掃事務所長、澤田環境課長、玉野課長代理、
市川課長代理、馬込主査

○ 開会挨拶

環境文化部長挨拶

○ 議事

1. 多治見市の環境・廃棄物(平成27年度版)の作成
2. 一般廃棄物（ごみ処理）基本計画の改定について
3. 廃棄物処理手数料の改定について(報告)
4. その他

議事 1

（多治見市の環境・廃棄物（平成 27 年度版）の作成について、資料 1 に基づき事務局より説明）

概要：「多治見市の環境・廃棄物」は、一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）の実績報告書として毎年度作成するもので、平成 27 年度版を 8 月に発行した。

本冊子において、冒頭で本市のごみ処理経緯（廃棄物行政の変遷）やごみ処理の区分（分別種目）と各センターにおけるごみ処理の流れを説明。また、平成 27 年度分を含む過去 5 カ年分のごみ処理量、資源化量等の実績について報告している。廃棄物処理施設及びし尿施設の概要、廃棄物処理施設の環境測定検査結果について触れ、P.27,28 では廃棄物処理に係る経費の状況、収集資源の売払い状況として財政面について報告をしている。

主な意見

（委員）廃棄物処理センターの環境測定（ダイオキシン調査、地下水調査、放流水調査）は、どこが実施し、結果はどのようなか。

（事務局）法定検査等もあり、専門性を伴うため外部委託をしている。全て基準値内である。

（会長）冊子で報告されているごみ処理の状況、財政面を見ると概ねうまく行っていると判断できる。

(委員) 本冊子で多治見市の廃棄物の概要が良く理解できる。中学生の地域の環境学習で活用してもらったりすると非常に意義があるように感じるがどうか。

(事務局) 市内の環境学習として、小学4年生が廃棄物処理センター見学を行っている。その他、おとどけセミナーで廃棄物を取り扱っているため希望があれば、出前講座を行っている。おとどけセミナーや本冊子を活用していただきたいが、学校授業ではカリキュラム等の関係もあるため、あくまで学校からの申し出が前提となる。

結論：委員了承。

議事2

(一般廃棄物基本計画の改定について、資料2、3に基づき事務局より説明)

概要：資料2 今年度からスタートする市の最上位計画である多治見市第7次総合計画や環境基本計画の今年度改定、循環型社会システム構想が27年度に終了したことも踏まえて今年度一般廃棄物基本計画（以下、基本計画という）の改定作業を行うもの。

市が策定する基本計画は国が示した基本方針や計画等を踏まえ策定する必要があり、そのうち3項目について目標や実績値と課題について説明。減量化目標として、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、市が算出する家庭ごみ量は464g、環境省調査では958gと大きくひらきがある。また、ごみのリサイクル率においても市算出27%に対し、環境省調査24.5%であった。これは、市の処理責任がある一般廃棄物には家庭系だけでなく事業系があるため、環境省調査の実績値は事業系も含んだ数値となるもの。課題として、事業系一般廃棄物のごみ減量化、分別の徹底が挙げられる。

以上の課題も踏まえ、環境基本計画の改定案について、「ごみ減量化目標」及び「リユース、リサイクル促進目標」を家庭系、事業系と明確にして目標設定する案や循環型社会システム構想の基本理念、基本原則の継承を提案。

さらに、本市のリサイクル指標で用いている「資源化率」の公式見直し、名称を市民から分かりやすくするため環境省と同様「リサイクル率」へ見直すことも本改定に合わせ提案するもの。

主な意見

(会長) 資料2について課題点の抽出、市の他計画との整合性をとるということで総合計画や循環型社会システム構想は大きな変更はなく継承するとのこと。本日は、具体的に提案があった環境基本計画の改定案と資源化率に関して検討したい。

(委員) 市算出で平成26年度は1人1日当たりの家庭ごみが464gということだが、自分自身がどのくらい排出しているのか知りたい。今後、計測してみたい。

(委員) 環境基本計画のごみ減量目標では、1人1日当たり440gにしますとあるが市の目

標という意味か。

(事務局) 市だけで目標を達成することは不可能であり、計画目標に具体的な数値を挙げるのは市民の皆さんに減量化をよりイメージしやすいようにするため。

資料1・10 ページ表：家庭ごみ収集量をみても、1人1日当たりのごみ量が減少していることが分かるが、これは市民の皆さんが努力していただいた結果である。目標達成のために今後も市は広報等でPRして行きたいが、さらに重要なのは一般廃棄物のうちの事業系ごみの減量と考えている。

(会長) 資料で示されたとおり確かに家庭系ごみは減少しており、事業系ごみも減量努力が必要。今後は、事業系への啓発等のさらに積極的な取り組みをして欲しい。

資源化率について、算出公式の分母に三の倉センター焼却炉で使用する「コークス投入量」が算入されている。分母になるのはごみの総量であり、コークスは燃焼材に用いる副資材であってごみではないためふさわしくない。今後は、算出公式からコークス投入量を抜くことで良いか。

(委員) コークス投入量分を抜いた公式を用いるのはいつからか。

(事務局) 基本計画改正後の平成29年度(28年度実績算出)からとしたい。

(委員) 過去のコークス投入量は把握しているか。また、新公式で経年変化をみるためデータは把握しているか。

(事務局) 把握している。

ー委員了承ー

(会長) さらに名称について、現行の「資源化率」か環境省が用いている「リサイクル率」という表現が良いか委員の率直な意見を聞きたい。

「資源化率」というと資源に戻ったという狭い意味に捉えられる可能性がある。リサイクルの中でも、サーマルリサイクルというものには発生する熱電力なども含まれ、「リサイクル率」の方が相応に感じる。市民感覚ではいかがか。

(委員) 「リサイクル率」の方が市民にとって馴染みがある。

ー委員了承ー

概要：資料3 第3次一般廃棄物基本計画(案)について、第1章基本方針、第2章目標年次、第3章ごみの排出状況、第4章ごみ処理基本計画の4部で構成をしている。修正カ所は朱書き、削除カ所は二重線で見え消しをし、実績値や推計についても最新データとした。

平成27年度をもって循環型社会システム構想が終了。年次目標は達成できなかったが今後も継続して基本理念に掲げる究極の目標「脱焼却」「脱埋立」や、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて取り組むこととする。

主な変更点としては、笠原クリーンセンターが平成28年3月末で受け入れ終了、今後は災害や火災などの緊急時の埋立廃棄物処理に対応すること。また、追加事項として、

食品リサイクル事業の継続（平成 23 年 3 月モデル事業開始）、草木類の資源化（堆肥化）事業（平成 26 年度開始）について記載をした。

（委員）山田林業への委託（草木類の堆肥化事業）について、今後、堆肥化事業が進んだ場合、家庭の剪定木を含めていく方針にはならないか。

（事務局）市の委託事業は、あくまで地域清掃によって出た草木類であり、各家庭の剪定木は家庭ごみとしての扱いである。

（委員）私の住む団地では、およそ 20 軒につき 1 軒ほどが空き家になってきた。空き家となって放置されて困っている草や木などを山田林業で処理をしていただけると助かる。

（事務局）委託事業では、個人の土地の草木類は難しい。山田林業も家庭規模の受付はしておらず、現状では困難である。

（委員）事業系ごみの減量が必要とのことだが、以前紙ごみなど焼却ごみが減りすぎると焼却時のエネルギーが足らなくなる（燃料代が増える）というような説明がされたと思うが。

（事務局）焼却にとって、焼却物（ごみ量）が減ることより燃やすごみの中でも厨芥類に含まれる水分の方が負荷が大きい。炉を良い状態に保つため（燃焼にとって負荷を与えないよう）に生ごみの水分は切る、ざつ紙など資源になるものは資源にまわすといったことが大切。

（会長）資料 4・25 ページ：表 3.27 可燃ごみの組成から、紙・布類 44.7%や厨芥類 17.3%として可燃ごみの割合が大きく占めている。紙類は説明にもあったように、ラミネートが付いている紙などのミックスペーパーを現在は燃やすごみとなっているが、今後は資源として活用できるようになるかも知れない。

（委員）回収資源の紙類の中でも牛乳パック（飲料用）は別に区分されているが、近くのスーパーでは裏側にアルミ紙が張り付いている飲料用パックの回収もしている。それらは、トイレトペーパー（芯なし）に再生されているとのこと。

（事務局）市が把握している処理業者も同様。今後、期間を設け実現に向けて検証して行きたい。

（会長）基本計画は、10 年計画のため今後も委員、市民等の意見をきちんと反映させたい。

結論：委員了承。循環型社会システム構想の基本理念・基本原則を引き継ぎ、一般廃棄物（ごみ処理）基本計画において継続的にごみの減量化・再資源化に取り組む。最終案を第

3回審議会で提案。

議事 3

(廃棄物処理手数料の改定(報告)について、資料4に基づき事務局より説明)

概要： ごみ処理手数料改定に係る12月号広報の原稿案。9月議会において、「使用料・手数料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例」が可決、ごみ処理手数料を規定する「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が一部改正された。市の手数料等は、4年ごとに見直すこととなっており、4年前の見直し以降に転嫁を実施していなかった消費税8%分までの値上げを行うもの。ついては、平成29年4月からごみ袋1セットが現在500円から510円、事業系廃棄物の搬入手数料が現行200円(20kgごと)から210円に改定することとなる。

その他、ごみ袋の料金設定が当初は市民負担割合3分の1程度が適当としていたものの現在は4分の1程度となっていることから受益者負担の原則としての公平性を保つため、どの程度の負担割合が適当なのかという問題提起と平成27年度のごみ処理に掛かった費用約14億円の割合、うち53%を占める委託費の内訳報告。また、毎年度要する契約業務について内容・金額等を市は繰り返し検証することや今後も情報提供に努めることを原稿案としたもの。

(委員) 料金改定の経緯で、昨年度10月号においてごみ処理手数料改定についての市民意見募集で7件意見があったとあるが、どのような意見があったか。

(事務局) 昨年度の本審議会で報告した件。7件中6件が値上げ反対とするもので、1件が負担割合を再検討し値上げをするべきというものであった。

結論： 委員了承。

議事 4

その他：平成28年度の審議会スケジュール等の説明について、事務局より説明

■今年度のスケジュール

・今年度開催は当初の予定通り計3回。第3回を平成29年2月上旬に予定。議題2の一般廃棄物基本計画改定について、パブリックコメントを平成29年1月中に実施し、いただいた意見等を集約した上で、最終案を審議会に付議したい。

議事 15時15分終了